

陳 情 文 書 表

受 理 番 号	陳 情 第 1 6 号
件 名	新潟市男女共同参画推進条例の適切な運用を求めることについて
要 旨	<p>国の男女共同参画社会基本法は平成11年6月に制定されました。翌平成12年12月には男女共同参画基本計画も策定され、男女共同参画に関する施策が本格的に始まりました。この基本法の定めるところにより、地方公共団体も次々と男女共同参画推進のための条例を制定し、新潟市も平成17年4月に新潟市男女共同参画推進条例を制定しています。</p> <p>近年、国の男女共同参画社会基本法には「男女の性差を否定したジェンダーフリー思想が巧妙に隠されている」という批判がなされるようになりました。その結果、国は「男女共同参画はジェンダーフリー思想の普及を目的とするものではない」という趣旨の説明を国会等で行うとともに、平成17年12月には第2次男女共同参画基本計画を閣議決定しました。そこでは、「社会的性別（ジェンダー）の視点の定義について、誤解の解消に努め、また、恣意的運用・解釈が行われぬよう、わかりやすい広報・啓発活動を進める」「（ジェンダーは）それ自体に良い、悪いの価値を含むものではない」「我が国では、刑法及び母体保護法に反し中絶の自由を認めるものではない」など、ジェンダーフリー色を除去した男女共同参画推進の基本方針が示されました。</p> <p>また、学校における「さん付け統一」についても、平成17年、当時の中山成彬文部科学相は衆議院文部科学委員会で、教育委員会により、男子、女子にかかわらず、お互いに「さん付け」で統一して呼び合うよう指導されているケースがあることに対し、「本来、個人の自由の問題だ」と答弁し、「さん付け統一」は男女共同参画の履き違えだとの認識があることを示唆しました。</p> <p>平成18年に策定された新潟県の男女共同参画計画でも「ジェンダー・フリー」という用語を使用し、性差を否定したり、男らしさ、女らしさや男女の区別をなくして人間の中性化を目指すこと、また、家族やひな祭り等の伝統文化を否定することは、県民が求める男女平等社会とは異なります。例えば、児童生徒の発達段階を踏まえない行き過ぎた性教育、男女同室着替え、男女同室宿泊、男女混合騎馬戦等の事例は極めて非常識です。また、公共の施設におけるトイレの男女別色表示を同色にすることは、男女平等社会の趣旨から導き出されるものではありません」と明記され、一定の前進が見られます。</p> <p style="text-align: right;">（裏面につづく）</p>
付 託 年月日 委員会	平成20年 9月10日 市民厚生常任委員会
受 理	平成20年 8月27日 第998号

平成18年12月には教育基本法も改正され、続いて平成19年6月に学校教育法、地方教育行政法及び教員免許法のいわゆる教育三法が成立しました。これらの改正法では「伝統と文化の尊重」「規範意識と公共の精神の醸成、家族と家庭の重視」などが掲げられています。ジェンダーフリーの思想はこれからの価値観と全く相入れるものではありません。

このように私たちを取り巻く社会の情勢は、新潟市が男女共同参画推進条例を制定したころとは大きく変わっています。したがって、新潟市が政府の第2次基本計画、改正教育基本法及び改正教育三法の精神、さらには小児医学や脳科学等の最新の学問水準に基づき、下記の事項に基づいた現行条例の適正な運用をされるように陳情いたします。

#### 記

- 1 日本の伝統と文化を尊重すること。
- 1 心身における男女の性差に配慮すること。
- 1 家族と家庭を重視すること。(この場合の「家族」とは男と女による夫婦や親子、兄弟などの血縁関係をもとにした生活共同体をいいます)
- 1 専業主婦の社会的貢献を評価し、その子育てには経済的な支援をすること。
- 1 性教育は社会の良識に基づき、子供の発達段階に応じて行うこと。
- 1 「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ」については、墮胎や安易な性行動を推奨せず、性行為や子供を産む産まないの決定は女の権利ではないことを、全市民に周知徹底させること。
- 1 数値目標は現実的に策定し、長期的視野に立って達成すること。
- 1 教育現場においては上記の全項に配慮するとともに、教育委員会は各学校に次のことを指導すること。
  - ・教育委員会事務局発信の名簿や学校の公式表簿の名簿は男女混合名簿にしないこと。
  - ・教育活動中、男子を呼ぶときには「くん」をつけること。
- 1 表現の自由及び思想信条の自由を侵さないこと。
- 1 新潟市の関係団体、関係諸機関において「ジェンダー学」「女性学」の学習や研究を奨励しないこと。
- 1 新潟市が発行する文書や広報等で男子につける呼称は「くん」とすること。
- 1 性別による固定的役割分担意識及びそれに基づく社会習慣を認定する場合には、その認定について新潟市議会に報告すること。